伊豆富士見ニュータウン
簡易水道事業供給規程

伊豆富士見ニュータウン株式会社

伊豆富士見ニュータウン簡易水道事業給水規約

第１章　総　　則

第１条（規約の目的）

本規約は、伊豆富士見ニュータウン簡易水道事業における料金及び給水装置の工事負担費用、その他供給条件並びに給水の適性を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（用語の定義）

本規約で使用する用語の定義は次の通りとする。

「甲」とは伊豆富士見ニュータウン株式会社をいい、「乙」とは本規約に基づき給水装置を所有し、甲より水道の供給を受ける者をいう。

２　「給水装置」とは、配水本管から分岐して設けられた区画内止水栓以後、乙が水道使用のために設ける給水管及びその他給水設備一式をいう。

３　「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道のことをいう。

４　「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の貯水槽規模が政令で定める基準（10 ㎥）以下のものを除く。

第３条（同居人等の行為による責任）

乙は、乙の家族及び同居人、使用人その他従業員等による水道使用についても、本規約に定める責任を負うものとする。

第４条（給水施設の所有区分）

甲は各区画に設けられた止水栓までの給水施設を所有し、乙は止水栓以後の給水装置を自己の負担にて設置し所有する。

第２章　給水装置の工事及び費用等

第５条（構造及び材質）

給水装置の構造及び材質は、別途伊豆富士見ニュータウン工事施工心得により甲が定めるとおりとする。

２　甲は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと判断した時は、給水の申込みを拒むことができる。

３　甲は、現に使用する給水装置の構造及び材質が本条第１項の基準に適合しなくなっ

たと判断したときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。

第 6 条（工事の費用負担）

給水装置の工事費は乙の負担とする。

第 7 条（給水装置の管理）

乙は、水が汚染されないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異常があると認めたときには、直ちに甲に報告しなければならない。

2　前項による報告がなくとも、甲が必要と認めたときは修繕その他必要な処置を乙に命ずることができる。

3　本条第 1 項及び第 2 項の修繕に要した費用は、乙の負担とする。ただし、甲の認定によりこれを徴収しないことができる。

4　甲が管理上必要と認めた場合、給水装置を検査し、適当な措置を行うよう乙に指示することができる。なお、この措置に要する費用は乙の負担とする。

第 8 条（給水装置の設置場所）

乙は、本規約第 11 条にて申し込みを行った区画内に給水装置を設置するものとする。

2　乙は、前項に定めた区画以外の場所へ給水装置を設置し、水道の供給を受けることはできない。

第 3 章　給　　水

第 9 条（給水の原則）

甲は、非常災害等による水道施設の損傷、損壊、法令による場合及びその他やむを得ない事情のほか給水を停止することはない。

2　甲は、給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急時及びやむを得ない場合はこの限りではない。

3　非常災害その他甲の責に帰せざる事由により給水の停止又は給水量の減少が生ずることがあっても、甲は一切の責任を負わない。

第 10 条（給水方法）

給水方法は次の二種とする。

（1）臨時給水　新築、改築時その他臨時的に使用する場合をいう。

（2）計量給水　臨時給水を除くすべての水道使用の場合をいう。

第 11 条（給水の申込み）

乙は、水道の供給を受けようとする場合には、予め所定の申込書により甲に申込みその承諾を受けなければならない。

第 12 条（水道メーターの設置）

甲は、計量給水による申込みを承諾した場合、使用水量を計量するための水道メーターを給水装置に設置する。

2　前項における水道メーターは、法令に定める水道メーターを使用するものとし、そ

の設置費用は甲の負担とする。

3　水道メーターの有効期間は計量法に定められた期間とし、有効期間満了までに甲の負担により取替を行う。

4　水道メーターは、原則として各区画に設けられた甲所有の止水栓に設置する。その他に設置する場合は、甲・乙が協議して定める。

第 13 条（水道メーターの管理等）

乙は、区画内に設置した水道メーターを移動または変更してはならない。

2　乙は、水道メーターの設置場所に、計量または点検を妨げるような立木並びに設備等を設けてはならない。

3　乙は、故意・過失・自己の責に帰する事由により水道メーター並びに甲の所有する給水設備を損壊した場合、直ちに甲に報告を行うとともに、これを修理しなければならない。なお、この修理に要する費用は全て乙が負担する。

第 14 条（給水の休止）

乙は、今後 1 年間以上に渡って受水をしない場合、または甲が給水装置を使用できる状態でないと判断した場合は、甲が定める所定の申請書による届け出をすることにより給水を休止することができる。ただし、乙が給水を再開する場合には、甲による給水装置の検査を受け、承諾を得なければならない。

第 4 章　料金及び諸費用等

第 15 条（料金の支払義務）

甲は、以下の場合を除いて水道料金を集金する。

（1）乙が所有する建物の解体により、給水装置が廃止された場合。

（2）本規約第 14 条により給水を休止した場合。

（3）本規約第 26 条により給水を停止した場合。

第 16 条（水道使用料）

水道料金は下記表に定めるとおりとする。

区分	使用水量	金額
計量給水	基本料金　1 カ月 10 ㎥まで	1,200 円（別途消費税等）
	超過料金　10 ㎥を超える 1 ㎥につき	120 円（別途消費税等）
臨時給水	基本料金　3 カ月間まで	15,000 円（別途消費税等）
	超過料金　3 カ月間を超える 1 カ月につき	5,000 円（別途消費税等）

第 17 条（建物建築時必要費用）

乙が建物を新築し、新たに水道の供給を受ける場合には、甲に新規水道接続負担金として 200,000 円（別途消費税等）を支払う。

第 18 条（名義変更書換料）

乙が甲の承諾を得て受水名義の変更を行う場合には、甲に名義変更書換料として 150,000 円（別途消費税等）を支払う。

第 19 条（水道料金の算定）

計量給水による水道料金は、毎月実施する検針を 1 カ月単位として当月 20 日に請求する。

2　前項に定める期間の中途において水道の使用を開始、または本規約第 14 条により休止した場合、使用水量が基本料金の範囲内であっても、その全てを支払うものとする。

3　甲は、当月の使用水量について、毎月 7 日から 13 日の間に計量を行う。ただし、やむを得ない事由が発生した場合は、計量日を変更することができる。

4　前項に定める計量は、甲又は甲の指定するものが行う。この時、甲は乙の許可なく区画内に立ち入ることができる。なお、乙は正当な理由の無い限りその立ち入りを拒むことができない。

第 20 条（使用水量が不明の場合の算定）

甲は、計量給水において、水道メーターに異常が生じた場合その他使用水量が不明の場合は、過去 6 カ月間の使用水量を平均して算定し、水道料金を請求する。

第 21 条（水道料金の集金方法）

計量給水において、甲は水道料金と別荘管理費を併せて毎月集金する。

2　臨時給水において、甲は水道供給の申込みの際に予め所定の金額を集金する。

3　前項の料金は、期間満了前までに使用を中止した場合も未使用期間分の精算をしない。

第 22 条（水道料金の減免）

甲が給水装置の破損による漏水等特別な理由があると認める場合、乙は、所定の申請書による届け出をすることにより、水道料金を減免することができる。なお、この場合の使用水量は、本規約第 20 条に準じて算定する。

第 23 条（消費税等）

本規約の各料金には、消費税法及び地方消費税法の税率を乗じた消費税等が加算され、円未満の端数が生じた場合は四捨五入して円単位の金額とする。

第 5 章　貯水槽水道

第 24 条（設置者に対する指導）

甲は貯水槽水道の管理について必要があると認めるときは、当該貯水槽の設置者に対し指導、助言及び勧告を行うことができる。

2　甲は貯水槽水道の利用者に対し、必要に応じて貯水槽水道についての情報提供を行うものとする。

第 25 条（設置者の管理等）

貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を管理し、その管理の状況について検査を受けなければならない。

2　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況について検査を受けなければならない。

第 6 章　雑　　則

第 26 条（給水の停止）

乙が次の事項に該当する場合には、甲は何ら催告を要しないで給水の供給を停止することができる。

(1) 正当な理由なしに水道使用料金を 6 カ月以上滞納した場合。

(2) 使用水量を変更する目的をもって水道メーター等の機能を妨げる行為を行った場合。

(3) その他乙が本規約の各条項に違背した場合。

第 27 条（水質検査計画の策定）

甲は、供給する水道水が水質基準に適合することを遵守し、安全性を確保するために、水質検査計画を策定し維持管理に努める。

2　水質検査計画は毎年事業年度の開始前に作成し、伊豆富士見ニュータウン株式会社伊豆韮山事業所内で閲覧できるよう保管する。

第 28 条（規約外の決定）

本規定に定めの無い事項については、甲乙双方の誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

第 29 条（規約の改定）

本規約は、必要によりその都度改定することができる。

附則

本規約は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

平成 18 年 5 月 1 日一部改正

平成 28 年 5 月 1 日一部改正

令和　4 年 1 月 4 日一部改正

令和　8 年 11 月 1 日社名変更のみ

以上